

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (商業・金融課) 二六九

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税 務 課) 二七〇

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数 (選挙管理委員会) 二七〇

個人演説会等を開催することができる施設の指定等 (同) (二七一)

岐阜県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の訂正の公表 (同) (二七一)

施設の長が不在者投票管理者となる施設の所在地の変更 (同) (二七二)

公 示

県営土地改良事業計画の決定 (農地整備課) 二七二

雑 報

「一般国道十九号瑞浪恵那道路 環境影響評価書 平成二十六年四月」に基づく事後調査報告書(令和五年度)の公告 (環境管理課) 二七二

規 則

第 五 百 四 号
令和六年六月二十五日 (火曜日)

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十七号

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十六年岐阜県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表利率(年利)の欄中「〇・六パーセント」を「〇・八パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定をする貸付金について適用し、同日前に貸付けの決定をした貸付金については、なお従前の例による。

(岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(令和三年岐阜県規則第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「〇・六パーセント」を「〇・八パーセント」に、「〇・二五パーセント」を「〇・二パーセント」に改める。

告 示

岐阜県告示第二百八十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

令和六年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取 消 年 月 日
株式会社北長商店	北 村 勝	高山市下岡本町一七八二番地の四	令和六・三・三一

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年六月二十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 竹 内 治 彦

1 令和6年6月3日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数

1,623,233人

2 総数の50分の1の数

32,465人

3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

302,905人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選 挙 区 名	総 数 (人)	3分の1の数 (人)
岐 阜 市	333,290	111,097
大 垣 市	144,451	48,151
高 山 市	71,246	23,749
多 治 見 市	89,354	29,785
関 市 ・ 美 濃 市	86,321	28,774
丹 津 川 市	61,851	20,617
瑞 浪 市	29,716	9,906
羽 島 市	55,255	18,419
恵 那 市	39,412	13,138
濃 加 茂 市	42,603	14,201
七 枝 市	45,562	15,188
各 務 原 市	119,521	39,841
可 児 市	92,600	30,867
山 梨 県 市	21,375	7,125

瑞穂市	44,030	14,677
飛騨市	19,088	6,363
本巣市	42,424	14,142
郡上市	32,473	10,825
下呂市	25,031	8,344
海津市	27,255	9,085
羽島郡	39,267	13,089
養老郡	22,524	7,508
不破郡	26,873	8,958
安八郡	19,254	6,418
揖斐郡	53,486	17,829
加茂郡	38,971	12,991

岐阜県選挙管理委員会告示第八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第五号）第六十一条第三項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定等について、次のとおり報告があったのでその旨を公表する。

令和六年六月二十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 竹内 治 彦

1 指定した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地	収容人員
------	--------	-------	------

多治見市	多治見市笠原交流センター	多治見市笠原町字古御所20 81番地の1	25人 25人 20人 20人 20人 150人 100人 50人
垂井町	ライオンクラブ垂井ライオンホール 小会議室1 小会議室2 和室1 和室2 和室3	不破郡垂井町1532番地の1	100人 30人 30人 10人 10人 10人

2 名称等を変更した施設

市町村名	変 更 後 の 名 称 等		変 更 前 の 名 称 等	
	施設の名 称	所在地	施設の名 称	所在地
垂井町	垂井町垂井地区まちづ<リベンジャー	不破郡垂井町1532番地の1 (ライオンクラブ内)	垂井町垂井地区まちづ<リベンジャー 会議室 和室1 和室2 談話室	不破郡垂井町1546番地の4 85人 15人 15人 65人
	小会議室3 小会議室4 小会議室5	30人 30人 30人		

岐阜県選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第五号）第八十九条第一項の規定により提出のあった令和五年四月九日執行の岐阜県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入

3 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番一号
二 対象事業の名称及び種類

1 名称 一般国道十九号 瑞浪恵那道路
2 種類 一般国道の改築（環境影響評価法第一種事業）

三 事後調査報告書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間

1 縦覧場所

岐阜県環境生活部環境管理課、瑞浪市役所建設部都市計画課、恵那市役所建設部
建設課、国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所計画課

2 縦覧期間 令和六年六月二十六日（水）から令和六年七月二十五日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

3 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで（縦覧場所によっては異なる
ことがあります。）

四 インターネットによる公表

事後調査報告書は、国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所ホームページ
（<https://www.cbr.mlit.go.jp/tajimi/index.html>）においてご覧いただけます。

五 問合せ

1 問合せ先 国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所計画課
多治見市小田町四丁目八番六号

TEL 〇五七二 二二五 八〇二六

2 受付日時 毎日午前八時三十分から午後五時十五分まで（土曜日、日曜日及び祝
日を除きます。）

令和六年六月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社